

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から57年3月まで
会社を退職したので、国民年金に加入し、妻の保険料と一緒に納付してきた。妻の国民年金保険料は任意加入当時から未納が無いのに、私の保険料は、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立期間の保険料を納付したとされる申立人の妻は、申立期間を含め、国民年金加入期間の保険料をすべて納付済みであることから、申立人及びその妻の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間の直前の昭和55年7月から56年3月までの保険料を過年度納付し、申立期間の直後の57年4月以降の保険料を現年度納付していることが確認でき、これら保険料納付期間の間である申立期間についても保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

滋賀厚生年金 事案 732

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和24年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2,100円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月25日から同年5月1日まで
A社B工場から同社C支店に転勤した際の厚生年金保険の記録が1か月分欠落している。継続して勤務しているため、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、「資格喪失年月日、原因」欄には「昭和24年4月25日、転勤」と記載されており、オンライン記録でも、申立人は、昭和24年4月25日にA社B工場における被保険者資格を喪失しているものの、その後、同年5月1日に同社C支店において被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人と同様に同社B工場から同社C支店に異動したとする複数の同僚は、異動しても勤務形態に変更は無かったと供述しており、当該異動に係る被保険者期間の空白は確認できない上、申立人と同時期に異動したとする同僚一人は、「B工場を出た後、翌日には、Cの事業所に出勤した。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(A社B工場から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、A社の厚生年金保険被保険者名簿によると、異動時期は異なるものの、同社B工場から同社C支店へ異動した者は、申立期間の前後において申立人を

含めて7名確認できるところ、申立人を除く5名については、いずれも同社C支店における資格取得日が月初日と記録されていることから、申立人についても、同社B工場における資格喪失日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳における昭和24年3月の記録から、2,100円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

滋賀厚生年金 事案 733

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成6年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月31日から同年4月1日まで

A事業所に平成6年3月31日まで間違いなく勤務していたので、資格喪失日を同年4月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された平成6年3月のタイムカード及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、同年3月31日まで同事業所に勤務し、同年3月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載された標準報酬月額及び平成6年2月のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失届の退職日及び資格喪失日の記入を誤ったと回答していることから、事業主が平成6年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年5月1日、資格喪失日に係る記録を50年2月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を、47年5月から48年1月までは2万4,000円、48年2月から同年9月までは2万6,000円、48年10月は2万8,000円、48年11月から49年9月までは2万6,000円、49年10月から同年12月までは2万8,000円、50年1月は5万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月1日から50年2月1日まで

国（厚生労働省）の年金記録では、株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和50年2月1日となっている。しかし、46年5月からA社及び株式会社Aに継続して勤務しており、所持する48年の給料支払明細書では厚生年金保険料が控除されている。調査をして、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚等の証言、元事業主の回答、申立人が所持する勤続10年の表彰状及び給料支払明細書などから判断すると、申立人は申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

一方、申立人が所持する昭和48年1月から50年1月までの給料支払明細書により、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、申立期間のうち、47年5月から同年12月までの期間に係る給料支払明細書を申立人は保管しておらず、A社及び株式会社A社は、既に廃業しているため、労働者名簿及び賃金台帳等の資料を廃棄しており、当該期間の保険料控除の状況が確認できない。

しかしながら、申立人と同様に1年間の職場適応訓練を受けるために、同じ寮に入居し当該事業所に勤務していた同僚は、同訓練修了日の翌日に厚生年金保険被保険者の資格を取得しているところ、元事業主は、申立人の社会保険加入手続について、上述の同僚と同様に取り扱っていたと思うと証言していることから、申立人についても、1年間の職場適応訓練を修了した日の翌日である昭和47年5月1日から同年12月までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと考えるのが相当である。

さらに、当該事業所において、職場適応訓練を受けた者を含めた厚生年金保険に加入している同僚等の厚生年金保険被保険者の資格取得日と雇用保険の資格取得日は一致していることが確認できるが、申立人に係る雇用保険の被保険者資格取得日が「昭和54年2月8日」であることから、当該事業所の申立人に係る厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格の取得に関する届出等の事務処理が不適切であったことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額及び同僚の記録から、申立期間のうち、昭和47年5月から48年1月までは2万4,000円、48年2月から同年9月までは2万6,000円、48年10月は2万8,000円、48年11月から49年9月までは2万6,000円、49年10月から同年12月までは2万8,000円、50年1月は5万6,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「確認できる資料は無く詳細は不明であるものの、社会保険事務所（当時）に届出を行い、保険料を納付していたはずである。」と主張しているが、事業主が行ったと主張する被保険者資格の取得及び喪失の届出や申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定のいずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主は、申立人が昭和18年3月27日に資格を取得し、20年3月31日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年3月27日から20年3月31日まで
② 昭和20年11月20日から21年10月31日まで

A社B工場に勤務していた申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いが、C大空襲の日まで同事業所に勤めていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、その後に勤めたD社における厚生年金保険の被保険者期間が、昭和20年10月21日から同年11月20日までとなっているが、1年間ほど勤務していたと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及びA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が昭和18年3月27日に当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できる。

また、当該被保険者台帳及び名簿には、申立人の資格喪失日に係る記載は無いが、申立人が申立期間の後に勤務したD社が保管する社員調書によると、申立人がA社B工場に昭和18年3月27日に入社、C大空襲（昭和20年*月*日及び*日の両日）後の20年3月30日に家事都合により退社した旨の記載がされていることから、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年3月31日であったものと考えられる。

さらに、昭和17年6月に施行された労働者年金保険法は、旧厚生年金保険

法が施行（昭和19年10月1日）される以前の期間において、工場や炭鉱で働く男性の肉体労働者のみを適用対象としていたところ、申立人は、申立期間①において工場労働者として勤務していたので、当該期間のうち、18年3月17日から19年10月1日までの期間については、労働者年金保険の被保険者であったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B工場における資格取得日は昭和18年3月27日、資格喪失日は20年3月31日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、30円とすることが妥当である。

一方、申立期間②については、D社は、「当社が保管する申立人に係る社員調書によると、申立人は、D社に昭和20年8月21日に入社し、同年11月20日に依願退職した旨の記載があるため、同年11月21日以降、申立人の勤務実態は無いと判断している。」と回答しており、当時の同僚からも、申立人の当該期間における勤務実態をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

なお、申立人に係る社員調書において申立人の入社日が昭和20年8月21日とされている理由について、D社の経理・人事に関する業務を行っているE社は、「当時、入社後、2か月間の試用期間があった。」と回答している上、上記の同僚も、「当時は2か月間程度の試用期間があった。」と証言しており、試用期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、申立人は、D社における退職時期及び申立期間②に係る厚生年金保険料の控除についての記憶が曖昧であり、このほかに申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 897（事案 421 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の平成12年1月から17年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年1月から17年3月まで

申立期間の国民年金保険料が未納とされているが、若いころは勤務先の事業主が保険料を納めていてくれたはずである。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の「申立期間のすべてについて国民年金保険料の免除申請の手続を行った。」との申立てについては、i) 申立人の基礎年金番号は平成17年9月20日に払い出され、この時点で昭和57年7月1日にさかのぼって資格取得の手続がなされているとともに、平成17年度の申請免除の手続がされていることが確認できること、ii) 申立人の基礎年金番号が払い出された時点では、申立期間は未加入期間であり、制度上さかのぼって免除申請はできない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年1月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

この度、申立人は、前回申し立てた同じ期間について、勤務先の事業主が国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれたはずであると申し立てている。

しかしながら、申立人の基礎年金番号が払い出された時点では、申立期間のうち平成12年1月から15年7月までの国民年金保険料は、制度上、時効により納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとされる事業主は特定できず、同事業主が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無い上、申立人自身は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料の納付状況等が不明である。

これらのことから、今回の申立ては、委員会の当初の決定同様に、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から平成11年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年7月から平成11年12月まで

申立期間の国民年金保険料が未納とされているが、私は、年少のころから働いており、年金のことは、親や就職先の事業主に任せていた。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は平成17年9月20日に払い出されており、この時点では、申立期間の国民年金保険料は、制度上、時効により納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当初は、その両親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、その両親にも聴取をすることができないため、両親による保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人は、勤めてからは、勤め先のA店の事業主が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が主張するA店の事業主は特定することができない上、同事業主が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料も無いため、事業主による保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立期間は17年間と長期間である上、申立人から聴取しても申立期間の保険料の納付をうかがわせる具体的な供述を得ることができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年9月まで
父が私の国民年金の加入手続をし、町内会の集金で保険料を納付してくれていたのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年11月12日に申立人の兄と連番で払い出され、同年*月*日にさかのぼって被保険者資格を取得したことが確認でき、この時点では、申立期間のうち同年1月から同年3月までの保険料は過年度保険料となることから、A市は、「納付組織である町内会では、過年度保険料を集金できなかった。また、加入手続された月から保険料の徴収が開始され、現年度保険料であっても、同年の4月にさかのぼって保険料を集金することはなかった。」と回答しており、父親が町内会の集金で保険料を納付したとする申立人の主張と相違する上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、申立人及び申立人の兄の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されているところ、申立人の兄については、昭和46年10月1日に被保険者資格を取得していることから、申立期間は国民年金に未加入である上、申立人と同様に、同月から保険料の納付が開始されていることが確認できる。

さらに、申立人自身は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとされる父親は既に亡くなっていることから、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを

示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 900

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から44年3月まで
申立期間当時は、20歳になっていたが、大学生であり、両親に生計を頼っていた。当時、地元の婦人会を通じて、母親が私の国民年金保険料を納付していたことは、記憶に残っている。母親も亡くなっており、領収書等も無いが、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年8月3日にA市で払い出され、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同年5月27日にさかのぼって国民年金の被保険者資格が取得されているが、申立期間当時、申立人は大学生であり、任意加入の対象となる期間であることから、同手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間にさかのぼって被保険者資格を取得することはできず、申立期間は、未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果でも、申立期間当時に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続と保険料の納付を行ったとする申立人の母親は既に亡くなっており、加入手続及び保険料納付の状況が不明である上、申立人の母親が申立期間における申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立期間のうち昭和44年3月については、申立人は厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 736

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月1日から34年3月15日まで

昭和33年3月にA県B市のC社に入社し、その後、同社のD事務所に勤務した。同社D事務所は設立したばかりのため、当初、給与は本社から受けていたが、途中、会社名はE社に変わり、翌年の34年からは、同社D事務所で給与支払を受けるようになった。Fの社会保険事務所（当時）で社会保険の手続をした後の期間は厚生年金保険被保険者記録が有るのに、本社から給与を受けていた申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のC社（昭和33年8月31日に、E社に社名変更。）に係る証言内容が詳細であることから、申立期間当時、申立人が同社に勤務していたことがわかれる。

しかし、申立人がC社に同時期に入社したとする同僚二人のうち、一人については、申立期間後の昭和35年5月25日にE社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるものの、もう一人については、同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

また、前記の昭和35年5月25日にE社において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚及び申立期間に同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚3人に照会を行ったものの、当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて証言を得られなかった。

さらに、E社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認できない。

加えて、C社及びE社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 737

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年3月から18年4月21日まで
② 昭和22年6月から同年10月まで
③ 昭和59年4月から60年4月まで

申立期間①については、A社に、申立期間②については、B社に、申立期間③については、C社に勤務していた。それぞれ勤務した記憶と厚生年金保険の加入記録が異なるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の後継会社であるD社の労務管理事務を行っているE社は、「当時の資料は全く無いため、申立人の勤務実態等は不明である。」と回答している。

また、申立人は、同僚の名前を記憶していないところ、申立人と同日の昭和18年4月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得している12人のうち、所在が確認できた一人からは、申立人の当該事業所における勤務実態をうかがわせる証言は得られなかった。

さらに、申立人が昭和22年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したF社に提出した履歴書には、「昭和18年4月、A社入社」と記載されており、当該入社月は、オンライン記録の資格取得月と一致している。

申立期間②について、申立人が勤務したとするB社については、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、申立人は、同僚の名前を記憶していないところ、前述のF社に提出した履歴書には、「昭和20年10月B社入社、22年8月同退社」と記載されており、申立人のD社に係る厚生年金保険の被保険者期間(昭和20年11月11日～22年5月1日)と重複している。

申立期間③について、C社は、「当時の資料が残っていないため、申立人の勤務実態は不明である。」と回答している。

また、申立人は、同僚の名前を記憶していないところ、申立期間③においてC社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる元従業員は、「当時、勤務当初の1年か2年ぐらいは厚生年金保険には加入していなかった。」と回答している。

さらに、C社に係る厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も見当たらない上、雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 738 (事案 359 の再々申立て、事案 456 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年3月1日から22年10月30日まで
② 昭和23年5月から25年8月まで

A事業所に昭和21年3月1日から22年10月30日まで勤務していた際、「給料は安いけど定年後には年金がもらえる。」と言われていた。

また、B事業所に昭和23年5月から25年8月まで勤務していた。

今回、新たな材料は無いが、インターネットでも申立てが認められた例が出ているようなので、再度調査して、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) 申立人の紹介で、申立人の3か月後に入社した同僚の氏名も、A事業所に係る被保険者名簿に見当たらないこと、ii) 同事業所で被保険者資格を取得している者は、同事業所が新規に適用事業所となった昭和19年6月1日の時点で、事業所別被保険者番号払出簿に記載されている18人のみであり、申立人の氏名は見当たらないこと、iii) 現在の事業主は、「調査をしたが、当時の資料が無く、厚生年金保険の加入、保険料控除について確認することはできなかった。」と供述していること、iv) 申立人が名前を挙げた同僚及び上司は、いずれも既に死亡しており、申立人の勤務実態等について証言を得ることはできなかったこと、v) 社会保険事務所(当時)が管理するA事業所の被保険者名簿に、申立人の氏名を訂正、抹消等した形跡は見当たらないこと、vi) 申立人が新たな証人とした二人からは、いずれも「申立人が、以前にA事業所に勤めていたことを聞いたことがある。」という証言しか得られなかったことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年6月25日付け及び22年1月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする

通知が行われている。

また、申立期間②に係る申立てについては、前回、申立期間を昭和22年4月から25年6月までとして申し立てていたところ、i) 申立人が申立期間当時の申立人の勤務状況を証言してくれるとする同僚は、「私は昭和20年から30年間勤務した。同郷であった申立人がB事業所で働いていたと聞いたことはあるが、同じ部署に勤務したことは無く、面識も無い。」と証言していること、ii) 社会保険事務所の記録によると、B事業所の厚生年金保険の新規適用日は、申立期間より後の38年11月1日であることが確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成21年10月7日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、「新たな材料は無いが、インターネットでもいろいろと申立てが認められた例が出ているようなので、改めて申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。」と主張して、再度申し立てたものであるが、当該主張のみでは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 739

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年11月1日から28年5月5日まで

私は、昭和27年11月からA社B出張所に勤務し、28年5月に同社本社に転勤となったが、同社B出張所時代の厚生年金保険の被保険者記録が抜けており、疑問に思っている。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B出張所での勤務に係る事実経過の説明が詳細であること、及び同僚の証言から、申立人が申立期間において同社B出張所に勤務していたことは推認できる。

しかし、昭和25年4月にA社に入社し、36年7月に同社を退職するまで、引き続き同社B出張所に勤務していたとする同僚は、自身の厚生年金保険被保険者の資格取得日が28年2月10日であることについて、「入社からしばらくの間は厚生年金保険には加入しておらず、私の厚生年金保険の被保険者記録に間違いはない。」と証言している。

また、申立人がA社に入社した直後に退職したと記憶している同僚については、同社B出張所における厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、当時、同社では、入社後一定期間について厚生年金保険の加入手続を行っていなかったものと考えられる。

さらに、A社は、昭和47年9月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業を継承したC社の代表取締役は、「当時の人事記録、賃金台帳等の資料は既に廃棄済みであり、当時の状況は不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 17 日から 36 年 9 月 27 日まで
A社B支店に勤務していた期間について、厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。
当時は、臨時社員ではあったが、運転手として勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社B支店は、「申立人に係る当時の資料が全く無いため、勤務実態等は不明である。」と回答している。

また、申立人は、同僚の名前を記憶しておらず、申立期間当時にA社B支店において、運転手として採用された複数の従業員も、申立人について記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務実態等についての証言を得ることができなかった。

さらに、申立人は、申立期間当時は臨時社員であったと供述しているが、上記の従業員は、「臨時社員が厚生年金保険に加入するのは、入社から1年程度経過した後の正社員になってからである。」と証言している。

加えて、A社B支店の厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間を含む昭和35年2月1日に被保険者資格を取得した*番から36年10月1日に資格を取得した*番までの間に欠番は無く、申立人の名前は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 741

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 5 月 21 日から同年 6 月 1 日まで
② 平成 5 年 3 月 26 日から同年 4 月 1 日まで

申立期間①は、A社における厚生年金保険の資格喪失日が平成 3 年 5 月 21 日になっているが、同年 5 月 31 日まで勤務していた。

申立期間②は、B社における厚生年金保険の資格喪失日が平成 5 年 3 月 26 日になっているが、同年 3 月 31 日まで勤務していた。

間違いなく勤務していたと思うので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A社に平成 3 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日まで勤務しており、同年 6 月 1 日が正しい資格喪失日である。同事業所を退職した後にC社会保険事務所(当時)において、健康保険の任意継続被保険者の加入手続を行ったことを記憶している。」と主張している。

しかしながら、健康保険法には、健康保険の被保険者期間が、資格喪失日の前日までに継続して 2 か月以上無いと、健康保険の任意継続被保険者になることができない旨規定されているところ、全国健康保険協会へ照会しても、申立人の主張する任意継続被保険者としての記録は確認できない。

また、A社の事業主は、申立期間当時の資料は廃棄済みであると回答している上、元同僚に照会しても回答が得られないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できない。

申立期間②について、申立人は、「退職届に平成 5 年 3 月 31 日と書いたことを覚えている。」と主張している。

しかしながら、B社は既に適用事業所ではなくなっており、同社の元事業主

は、「申立期間当時の書類は廃棄しており、退職日は分からないが、雇用保険の書類の提出は自分が行っていた。公共職業安定所では添付書類によって退職日の確認をしているはずなので、雇用保険の記録を確認してほしい。」と回答しているところ、雇用保険の記録によると、申立人の離職日は平成5年3月25日とされており、当該離職日の翌日は、オンライン記録の資格喪失日と一致している。

また、申立人は、「B社を退職した平成5年3月31日に、最後の給与を現金で受け取った。」と主張しているが、B社の元事業主は、「申立期間当時の給与の締め日は25日で、支払日は26日か27日であった。月末退職の場合は、締め日以降の給与を翌月の給与支払日に取りに来てもらうか、それが無理な場合は、郵送していた。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 742

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 9 月 22 日から 38 年 12 月 26 日まで
② 昭和 40 年 3 月 2 日から 41 年 7 月 1 日まで

年金のことを意識するようになった平成 4 年ごろ、A 駅前で年金相談したところ、申立期間が厚生年金保険の加入期間から抜けていることを教えられた。

すぐに、B 社会保険事務所(当時)に問い合わせたが、記録どおりであると言われた。年金受給資格ができた後、再び調査を依頼したが、結果は以前と同じであった。

しかし、脱退手当金を請求したり、受給したりした記憶が無く、どうしても納得できない。

脱退手当金受給済みとなっている期間の記録を回復してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金裁定請求書には、当時の住所地、最後に被保険者として使用された事業所名及びその所在地が記載されているほか、「受付 41. 8. 19」及び「支払予定日 41. 11. 11」の押印が確認できる上、脱退手当金計算書からは、昭和 41 年 11 月 11 日に当地払いで脱退手当金として 8,671 円が領収されていることが確認できる。

また、当該期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示があるとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 41 年 11 月 11 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。